

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を行う者に対し、予算の範囲内で豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）土砂災害対策改修 既存の住宅等に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合するように外壁の改修や塀の設置等を行うことをいう。
- （2）補助事業 交付金要綱の規定により、住宅等の土砂災害対策改修に要する費用を補助する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができるのは、補助事業の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）の所有者又は現に補助対象住宅等を使用しており、当該補助対象住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて所有者の同意を得られる者若しくは補助対象住宅等の所有者と同等の権利を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

- （1）豊田市税を滞納している者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （3）暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

- (4) 暴力団員が役員となっている団体
- (5) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体又は個人

(補助対象住宅等)

第4条 この要綱に定める補助対象住宅等は、本市の区域内に存する民間住宅等（国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する住宅等を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であること。
- (3) 都市計画法、建築基準法その他の法令に違反していないこと。

(補助要件及び補助額)

第5条 補助金の対象となる事業は、前条の補助対象住宅等に第2条第1号の土砂災害対策改修を行う事業とする。

2 補助金の対象経費は、土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、補助額は、予算の範囲内において補助金の対象経費に23%を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、772,000円を限度とする。）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象住宅等ごとに、住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助事業に関する契約及び着手の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 区分所有されている補助対象住宅等にあつては、当該住宅等の管理を行う団体の総会において当該住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて決議したことが分かる書類

- (3) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
 - (4) 補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
 - (5) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であって当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類（様式第2号。次号の書類を添付する場合は、省略することができる。）
 - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証（当該補助事業において同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。）
 - (7) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
 - (8) 建築士の免許証（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第6号の規定による建築士のもの）の写し
 - (9) 交付申請者が、所有者の同意を得た者である場合は、住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業同意書（様式第3号）
 - (10) 交付申請者が、所有者と同等の権利を有する者である場合は、住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業理由書（様式第4号）
 - (11) 補助金振込先の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 この要綱に基づく補助金の交付は、一つの補助対象住宅等につき1回限りとする。

（交付の決定等）

- 第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは住宅・建築物土砂災害対策改修補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者等の同意

を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

- 3 市長は、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の経理等）

第8条 交付申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（補助事業内容の変更の承認）

第9条 交付申請者は、交付決定内容に変更が生じる場合は、当該変更に着手する前に住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業計画変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更決定通知書（様式第8号）により、交付申請者に通知するものとする。

（中止届）

第10条 交付申請者は、補助事業を中止しようとするときは、直ちに住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）土砂災害対策改修工事施工報告書（様式第11号）

（2）工事写真（施工中及び施工後が確認できるもの。施工中においては、配筋状況の確認ができるものを含めるものとする。）

（3）建築基準法の規定による検査済証（同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。）

（4）補助事業の実施に関する契約書の写し

（5）当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」とい

う。)が補助事業の実施に要した費用を領収したことを証する書類
(原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名が記載されている
もの)

(6) 交付決定内容以外の変更があった場合は、変更図書等の変更内容
が分かる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定に係る通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該報告に
係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合
することを確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、住宅・建築物
土砂災害対策改修補助金額確定通知書(様式第12号)により、交付申請者に
通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者は、遅滞なく請求しなければならない。
2 市長は、前項の規定により請求された場合は、補助金を交付するもの
とする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務
取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を事業者へ委任する場合は
事業者に補助金を交付する。

第14条 削除

(補助金の返還)

第15条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、
補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した
補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの
要綱の規定に違反したとき。

(3) 第3条第2項のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

第16条 削除

第17条 削除

(委任)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。